

八幡平市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和6年1月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和6年2月29日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和6年 1月15日	まちづくり推進課	10:00～12:00	議会議事堂 理事者控室
	商工観光課 安代漆工技術研究センター	13:15～16:30	
1月16日	建設課	10:00～12:00	
	農林課	13:15～16:30	

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 岩根 修象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和5年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に行った実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取扱状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

(1) まちづくり推進課

① 通帳の名義の未変更について【注意事項】

まちづくり推進課で管理している八幡平市市民憲章推進協議会の通帳の名義について、令和5年9月に新しい会長に変わったにもかかわらず、令和6年1月15日時点において名義変更されていない。変更していなかった理由について、当課は失念していたためとしているが、変更しないで使用した場合、実際の収入・支出に係る処理伝票等と通帳の間での不整合が続くので、適切ではない。通帳の代表者に変更があった場合は、可及的速やかに変更手続きを行うこと。

(2) 商工観光課

① 見積調書に記載の見積金額の誤記載について【注意事項】

令和5年度の「DMO調査分析業務」、「外国人観光客受入基盤整備・情報発信業務」、「観光地の持続化・エリアブランド化業務」及び「地域観光の満足度向上業務」の4業務について、見積開封復命書に添付している見積調書の見積金額を税抜き金額で記載すべきところを、間違えて税込み金額で記載している。また、見積調書の見積額が予定価格を上回る金額となっているにもかかわらず、同調書の「摘要欄」には「決定」と記載されている。これらの誤記載は、委託契約の執行そのものに直接影響を及ぼすものではないとはいえ、契約事務の書類作成に当たっては、正確かつ適切に行う必要がある。今後においては、間違った書類を作成することのないよう、改めて契約担当課で提示している見積調書の記載例を十分に確認するとともに、担当者はもとより、決裁権者を含めた決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

(3) 農林課

① 不効率な流末水路工事の施工について【注意事項】

当該流末水路工事は、「草地畜産整備基盤事業(平笠工区)」として、令和5年度中に2回行われている。1回目は、令和4年度の予算を5年度に繰越明許して行った素掘り工法による延長290メートルの「流末水路工事」であり、2回目は、令和5年度の現年度予算による追加工事で、前回の工事で掘削した水路内に横断暗渠用のヒューム管を埋設するために行った「流末水路管理用通路整備工事」である。いずれも随意契約により、同じ業者が施工している。前者は、工期が令和5年4月17日から令和5年5月31日、契約金額が979,000円、期限最終日の5月31日に完成届が提出され、同日に完了確認検査が行われている。後者は、工期が令和5年10月2日から令和5年11月30日、契約金額が1,287,000円、期限最終日の11月30日に完成届が提出され、12月4日完了確認検査が行われている。1回目の工事が終了して約4カ月後に、同じ場所で追加工事を行った理由について、当課は、施工場所に人員や車両、重機が通行可能な管理用道路を造る必要があったため、と説明しているが、管理用道路の必要性は、当初の段階で予期できたことであり、1回目の工事の際に必要なヒューム管等の資材を設計図書に盛り込んで管理用道路を造っていれば、追加工事による施工の必要はなく、工事費の節減ができたと思われる。工事の施工に際しては、市が地権者等関係者との意思疎通を十分図ったうえで、綿密に現場踏査を行い、手戻りすることのないよう効率的に行うこと。